

【z286】 期末・勤勉手当における役職段階別加算措置

給料表	職員		加算割合（役職段階加算率）
行政職給料表	1 職務の級八級以上の職員		百分の二十
	2 職務の級七級及び六級の職員		百分の十五(職務の級七級の職員のうち任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員にあつては百分の二十)
	3 職務の級五級及び四級の職員のうち標準的な職が主査となる職員及び標準的な職が主査となる職員より上位である職員		百分の十
	4 職務の級三級の職員のうち標準的な職が主査となる職員及び標準的な職が上級係員となる職員(指導員を除く。)		百分の五
研究職給料表	1 職務の級五級の職員		百分の十五(任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員にあつては百分の二十)
	2 職務の級四級及び三級の職員		百分の十
	3 職務の級二級の職員のうち標準的な職が主査となる職員及び標準的な職が上級係員となる職員		百分の五
医療職給料表(二)	1 職務の級七級及び六級の職員		百分の十五
	2 職務の級五級及び四級の職員		百分の十
	3 職務の級三級の職員のうち標準的な職が上級係員となる職員		百分の五
医療職給料表(三)	1 職務の級七級及び六級の職員		百分の十五
	2 職務の級五級及び四級の職員		百分の十
	3 職務の級三級の職員のうち標準的な職が主査となる職員及び標準的な職が上級係員となる職員		百分の五
技能労務職給料表	高校卒 (基準学歴)	三十二年以上	百分の十
		十八年以上三十二年未満	百分の五
	中学卒 (基準学歴)	三十五年以上	百分の十
		二十一年以上三十五年未満	百分の五